



平成 22 年 3 月 18 日

国 土 交 通 省

平成 21 年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について

公共工事を適切に実施するためには、請負者による適正な施工体制の確保が重要であることから、国土交通省では平成 14 年度から、稼働中の国土交通省直轄工事を対象に「施工体制に関する全国一斉点検（以下、「一斉点検」という。）」を年 1 回実施しております。

8 回目となる今回も、平成 21 年 10 月から 12 月にかけて一斉点検を実施し、別添の通り結果を取りまとめましたのでお知らせします。

※結果の詳細については、国土交通省 HP「報道発表資料」をご確認ください。

- 全体で 853 件の工事（稼働中工事 10,203 件の約 8%）を点検。このうち低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）は 112 件（稼働中工事 168 件の約 67%）、それに準じて重点的な監督業務を実施する工事は 204 件（稼働中工事 839 件の約 24%）。
- 点検を実施した結果、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事が『(I) 基本点検項目』で 3 件（3 工事）（約 0.4%）、『(III) 下請業者への点検項目』で 2 件（1 工事）（約 0.3%）あった。
- 点検を実施した工事のうち約 3 割（228 件、約 27%）の工事で、書類の不備など軽微な改善事項が見られた。
- 点検結果は全般的に毎年改善されており（H20:325 件、約 29%）、“建設業法”や“公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「適正化法」という。）」に関する理解の浸透が着実に進んでいることが伺え、特に建設業許可票の掲示（改善すべき事項がある工事の割合は、H14:75.6%→H21:1.1%）や施工体系図の掲示（同 H14:18.6%→H21:1.8%）などで顕著である。
- 平成 20 年度からの経年調査で重点点検項目とした“明確な工事内容での契約（同 H20:14.8%→H21:15.1%）”は微増傾向にあるため、今後も特に着目していく必要がある。同じく重点点検項目とした“施工体制台帳の備え付け（同 H20:2.8%→H21:2.0%）”及び“請負代金の適切な支払い方法（同 H20:2.6%→H21:2.2%）”はわずかに改善している。
- 施工体制確認型総合評価方式（以下、「施工体制確認型」という。）（改善すべき事項がある工事の割合は、H20:28.8%→H21:26.9%）はわずかに改善していることが確認された。
- また、施工体制確認型とその他の入札方式を採用した工事に比べて「改善すべき事項のあった工事の割合」が同程度の比率となっており、施工体制確認型の有無に関わらず、適切な施工体制を確保することが浸透していることが伺える。
- 国土交通省では、適正な施工体制の一層の確保を図るため、本点検結果を踏まえつつ、引き続き通常の監督及び検査業務を通じて対策を講じていく。

<問合せ先>

国土交通省大臣官房技術調査課	工事監視官	八木 裕人
TEL (03)5253-8111 (内線 22306)		
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課	課長補佐	黒崎 一昭
TEL (03)5253-8111 (内線 23463)		
国土交通省港湾局技術企画課	課長補佐	加藤 利弘
TEL (03)5253-8111 (内線 46522)		
国土交通省航空局空港部技術企画課	課長補佐	高橋 良正
TEL (03)5253-8111 (内線 49502)		

一点検結果の概要

1. 今年度の点検結果の傾向

- 全体で 853 件（稼働中工事 10,203 件の約 8%）を点検。このうち低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）は 112 件（稼働中工事 168 件の約 67%）、それに準じて重点的な監督業務を実施する工事は 204 件（稼働中工事 839 件の約 24%）。
- 点検を実施した結果、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事が『(I) 基本点検項目』で 3 件（約 0.4%）、『(III) 下請業者への点検項目』で 2 件（約 0.3%）あった。
- 点検を実施した工事のうち約 3 割（228 件、約 27%）の工事で、書類の不備など軽微な改善事項が見られた。
- 一方で、点検結果は全般的に毎年改善されており（H20:325 件、約 29%）、“建設業法”や“公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「適正化法」という。）”に関する理解の浸透が着実に進んでいることが伺える。

2. 点検項目別の結果概要

※ { } は平成 20 年度点検結果

(I) 基本点検項目

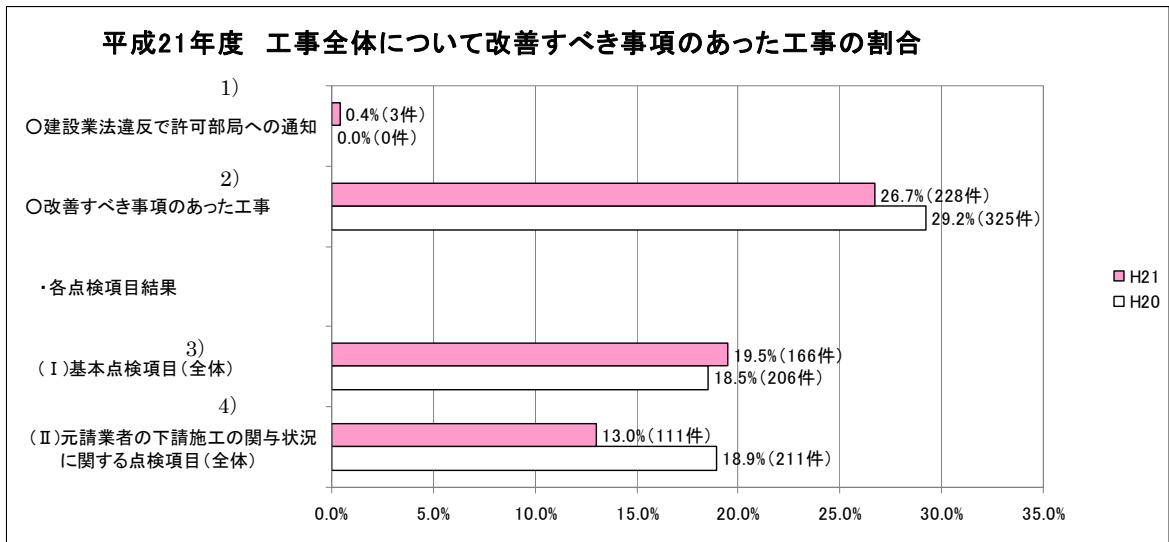
- 監理技術者資格者証の提示の点検項目において、建設業法違反（通知）が 3 件（3 工事）（0.4%）あった。
- 改善すべき事項が見つかった約 20%（166 件）{約 19%（206 件）}の工事について請負業者に改善を求めた。
- 建設業法で義務付けられた「施工体制台帳の備え付け」や「建設業許可票の掲示」の履行については、ほぼ全ての工事（約 98%）で確認された。
- 元請業者と下請業者の契約が「明確な工事内容」となっていることについて、改善すべき事項が約 15%（128 件）{約 15%（165 件）}の工事で確認された。

(II) 元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

- 昨年度より改善したものの、約 13%（111 件）{約 19%（211 件）}の工事について請負業者に改善を求めた。
- このうち、改善すべき事項が多かった調査項目は、下請負業者の完成検査の実施（約 4%（28 件））、安全衛生責任者の従事の把握（約 2%（19 件））、作業手順書の作成と備付け（約 3%（24 件））であった。

(III) 下請業者への点検項目

- 下請業者の主任技術者の配置状況は、下請の主任技術者等の常駐において、建設業法違反（通知）が 2 件（1 工事）（0.3%）あった。また、下請の主任技術者等の同一性において、指導事項が 2 件（0.4%）あった。
- 下請業者 554 社に対してヒアリングを行ったところ、不当な低い請負代金の禁止において、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用したが 1 件、請負代金の額が通常必要と認められる原価に満たないが 2 件あった。また、請負代金の支払い実施において、代金が支払われていないが 1 件あった。



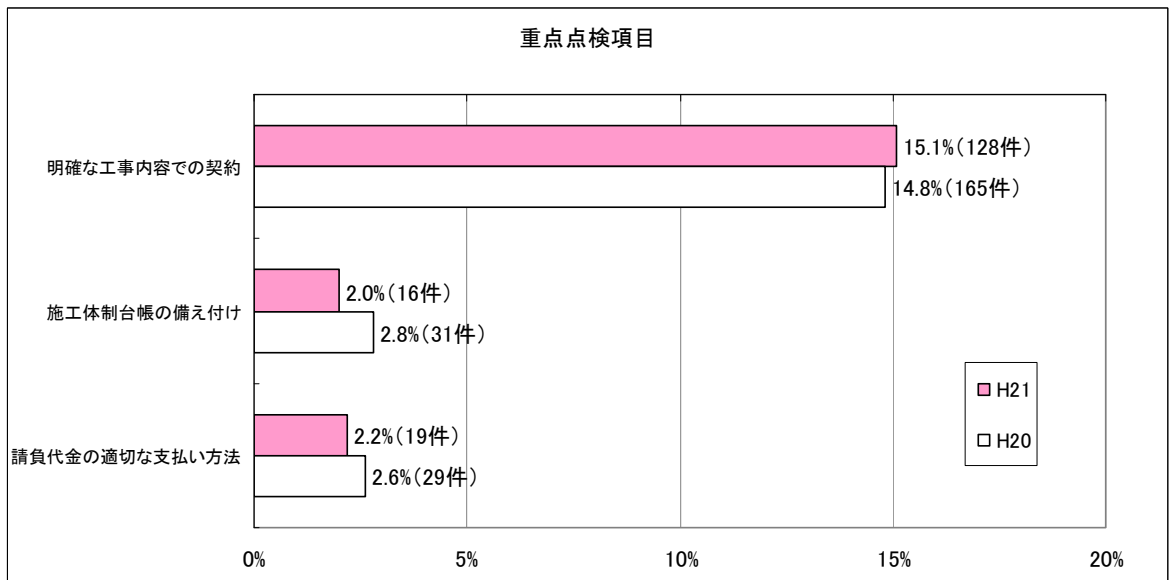
- 1) 監理技術者等が必要な資格や講習を受講していない場合や、下請業者が必要な建設業許可を持たないで工事を行っている場合等の明らかな建設業法違反があった工事。
- 2) 明らかな建設業法違反ではないが、何らかの改善すべき事項があった工事。
- 3) 監理技術者等の配置に関する点検項目、施工体制台帳の備え付けに関する点検項目及び下請け契約に関する点検項目のいずれかに改善すべき事項があった工事。
- 4) 作業手順書の作成・指導・監督、安全衛生責任者の常駐把握、下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施、災害防止協議会の設置と開催、下請業者に対する安全管理の指導などの項目で改善すべき事項があった工事等。

2. 特徴的な点検項目

(1) 重点点検項目（平成20年度から実施）

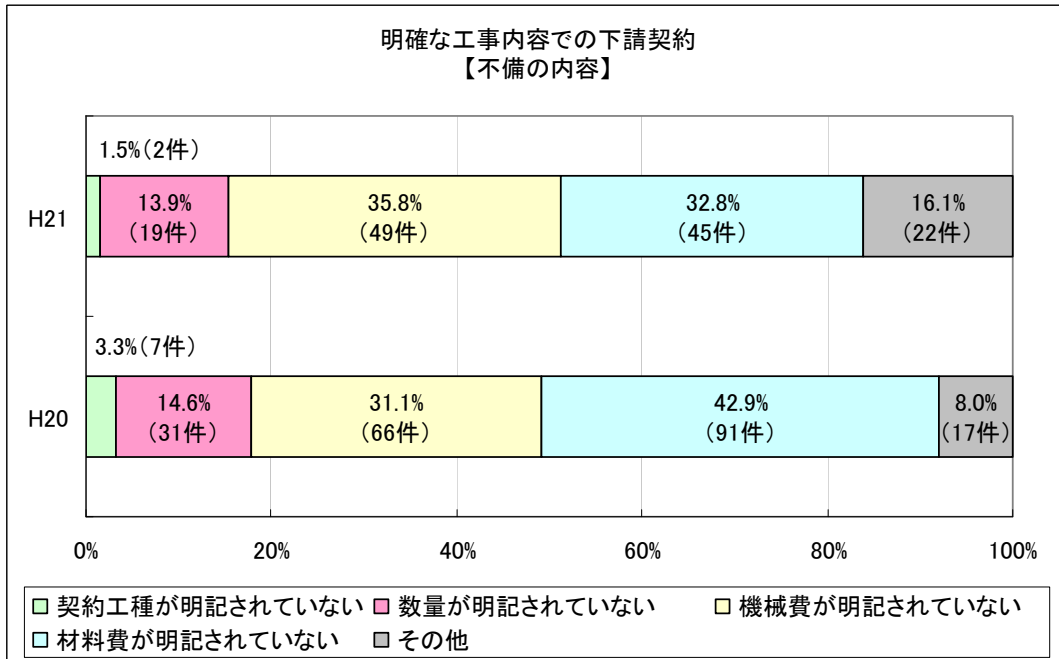
平成20年度からの経年調査で重点点検項目とした“明確な工事内容での契約（改善すべき事項がある割合は、H20:14.8%→H21:15.1%）”は微増傾向にあるため、今後も着目していく必要がある。

同じく重点点検項目とした“施工体制台帳の備え付け（同H20:2.8%→H21:2.0%）”及び“請負代金の適切な支払い方法（同H20:2.6%→H21:2.2%）”はわずかに改善している。

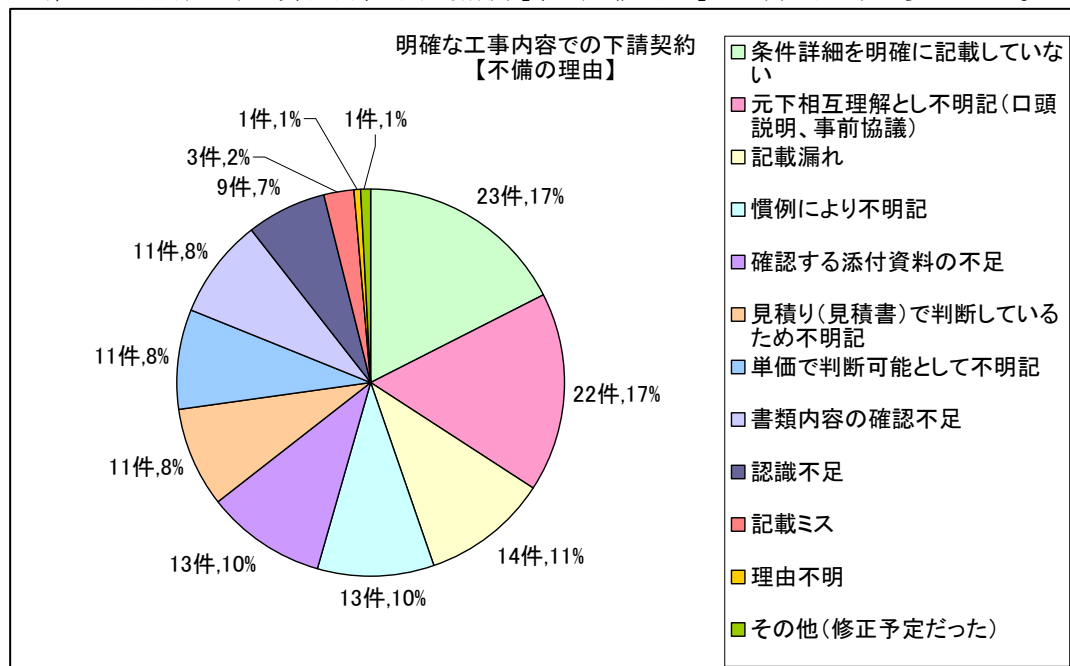


i) 明確な工事内容での下請契約

約 15% (128 件) の不備があり、内容は数量、機械費、材料費のいずれかが明記されていないものが約 8 割であった。

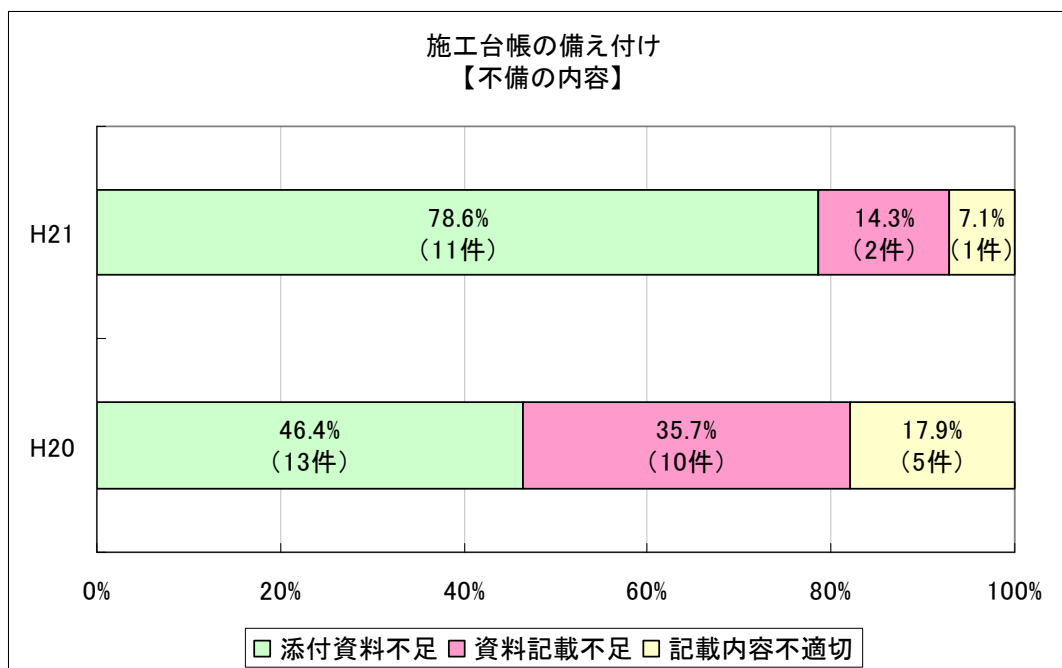


これらの不備が生じた主な理由としては、「条件詳細を明確に記載していない」、「元下相互理解とし不明記（口頭説明、事前協議）」、「記載漏れ」の順で回等が多かった。

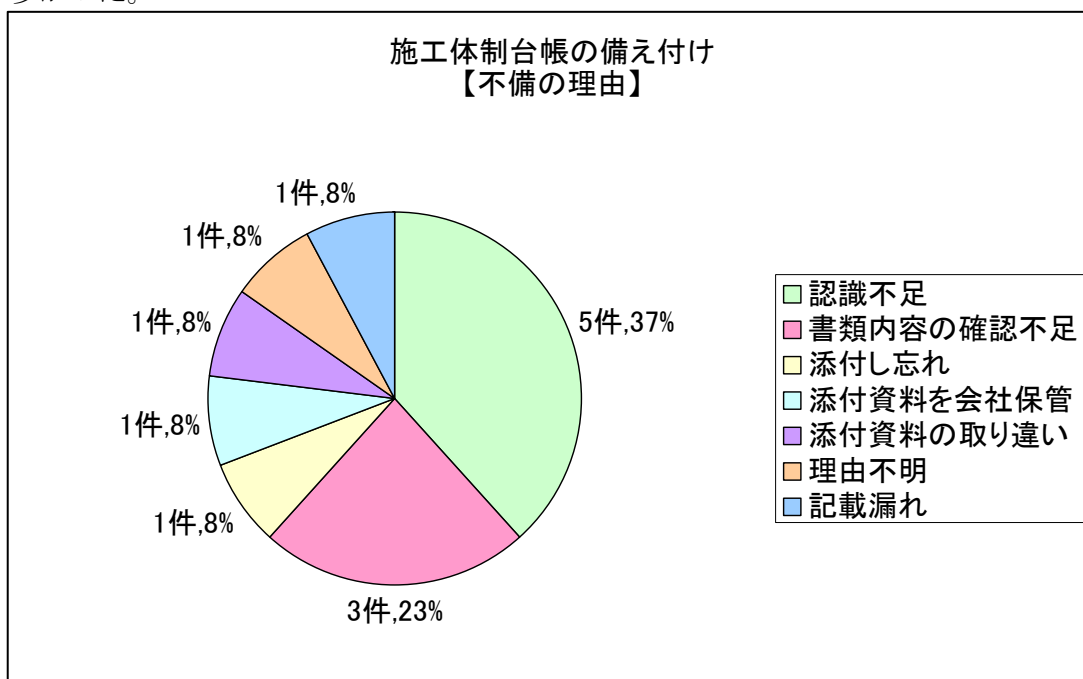


ii) 施工体制台帳の備え付け

約 2% (16 件) の不備があり、内容は添付資料不足が約 8 割であった。

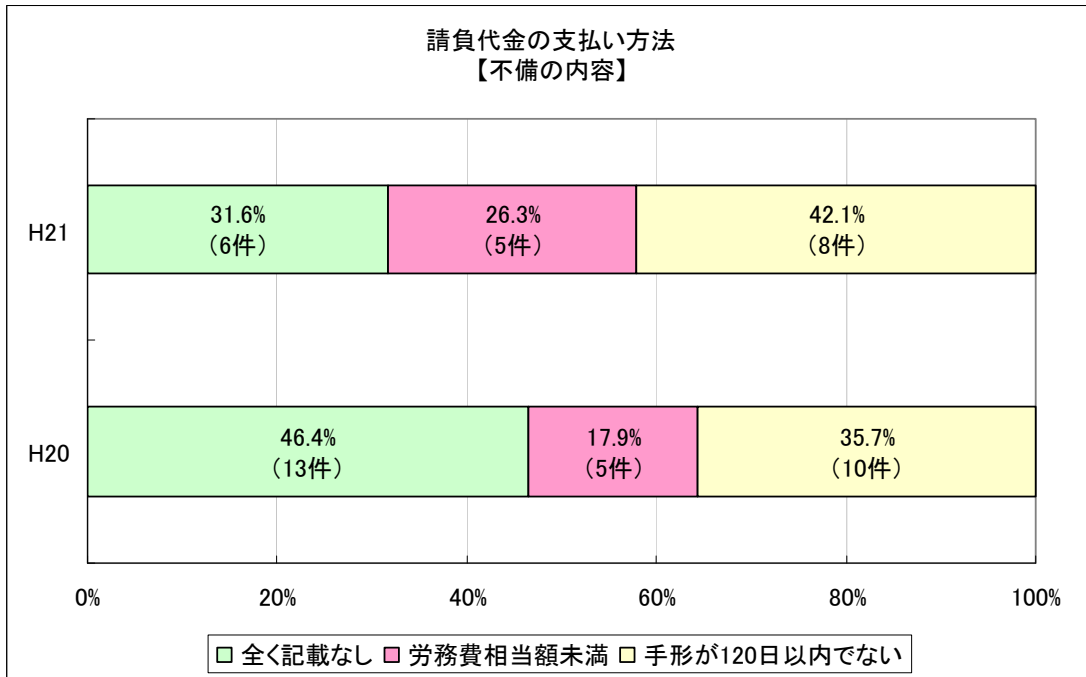


これらの不備が生じた主な理由としては「認識不足」、「書類内容の確認不足」の順で回答が多かった。

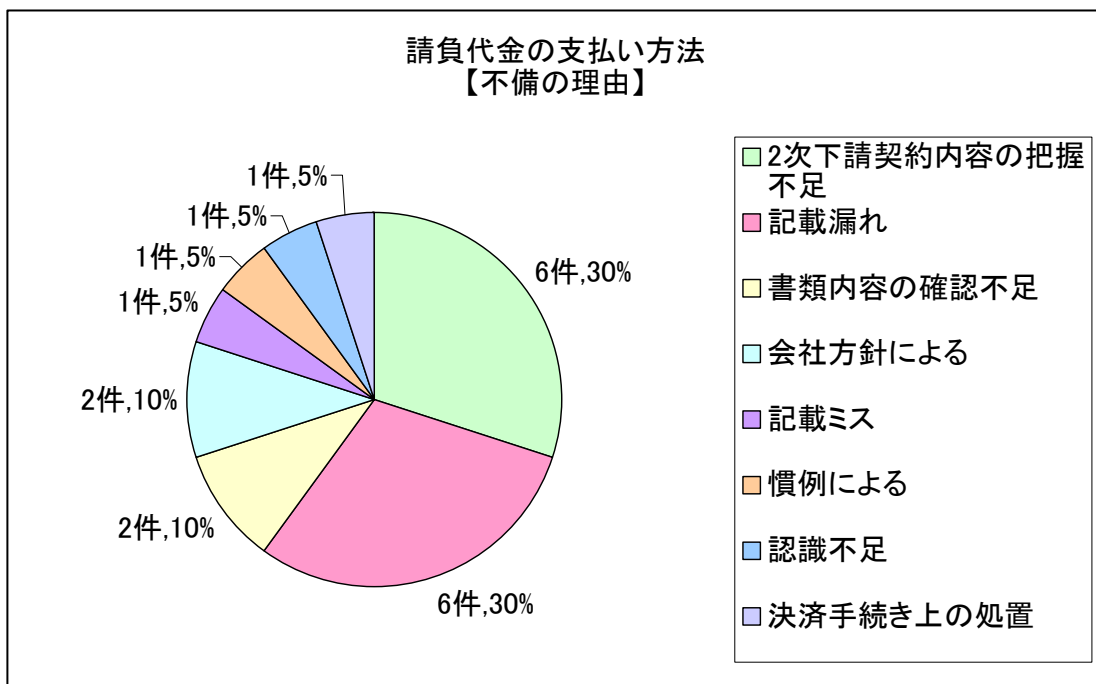


iii) 請負代金の支払い方法

約 2% (19 件) の不備があり、内容は全く記載が無いものが約 3 割、手形が 120 日以内でないものが約 4 割であった。



これらの不備が生じた主な理由としては「2次下請契約内容の把握不足」、「記載漏れ」の順で回答が多かった。

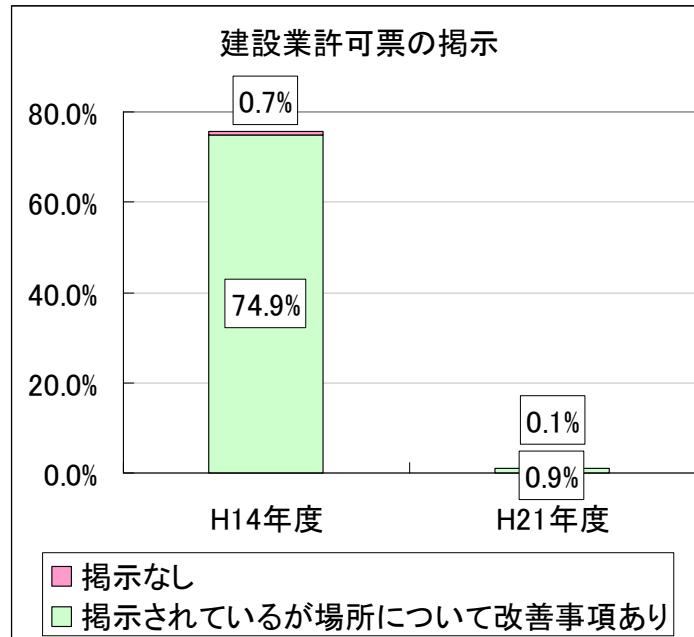


(2) 特に改善がみられている調査項目

1) 建設業許可票の掲示

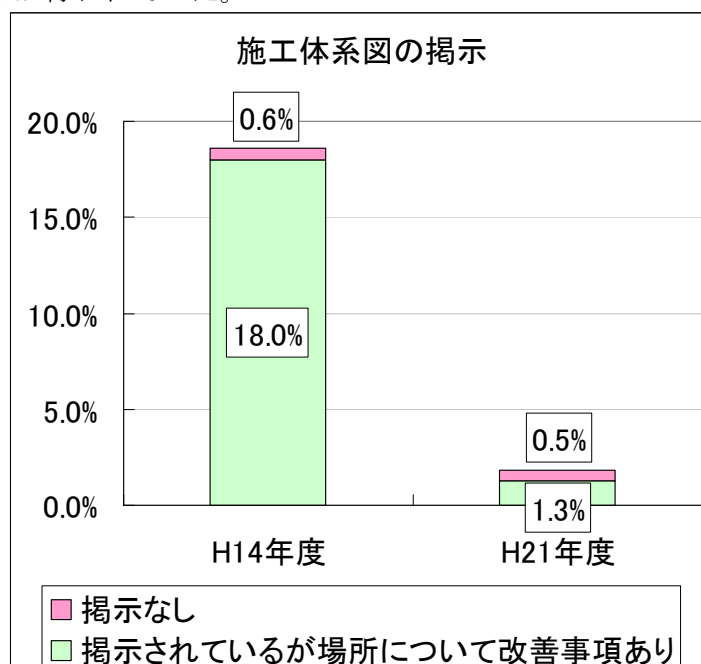
建設業許可証の掲示は、建設業法第 40 条において、建設工場の現場ごとに公衆の見やすい場所に掲示することが、建設業者に義務づけられている。

点検を開始した平成 14 年度においては、概ね全ての工事で掲示はされていたものの、建設業法や適正化法の趣旨が十分に浸透しておらず、74.9%の工事で、掲示場所に改善すべき点が見つかったが、平成 21 年度においては、概ね全ての工事で、適切な場所に掲示が行われており、大幅な改善がみられる。



2) 施工体系図の掲示

施工体系図は、当該工事現場の関係者や公衆の見やすい場所に設置することが、公共工事の請負業者に対して義務づけられている（建設業法第 24 条の 7 第 4 項、適正化法第 13 条第 3 項）。点検を開始した平成 14 年度においては、概ね全ての工事で掲示されていたものの、18%の工事で掲示する場所に不適切な点が見受けられたが、平成 21 年度には概ね全ての工事で、適切な場所に掲示が行われていた。



3. 施工体制確認型の有無について

施工体制確認型（改善すべき事項がある工事の割合は、H20:28.8%→H21:26.9%）はわずかに改善していることが確認された。（なお、H20は直轄土木工事における比率であり、H21は全ての点検工事における比率である。）

また、施工体制確認型は、その他の入札方式を採用した工事に比べて「改善すべき事項のあった工事の割合」が同程度の比率となっており、施工体制確認型の有無に関わらず、適切な施工体制を確保することが浸透していることが伺える。

